

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勤務日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	貧困農民支援に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	240,000千円 H19.3.31まで	H19.1.24 ニューデ リー(イン ド)で (同日)	日本側 檀泰邦在ブータン 大使(インドにて兼轄) ブータン側 ダコ・ツエリ ン駐日(在インド)ブー タン大使	H19.2.5 67号
ブータン	貧困農民支援に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	210,000千円 H20.3.31まで	H19.12.21 テインブ デーで (同日)	日本側 堂道秀明在ブータ ン大使 ブータン側 イエシエイ・ ドルジ外務次官	H20.1.10 30号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。